

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：常磐開発株式会社（法人番号5380001012984）  
業者の住所：福島県いわき市常磐湯本町辰ノ口1
2. 指名停止措置期間：令和4年4月12日から令和4年6月11日まで（2か月）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内  
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事実概要：  
常磐開発(株)の元社員2名は、福島県檜葉町発注工事の入札において、同町職員が漏洩した入札情報を基に落札したとして、令和4年3月8日、福島県警に公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕された。
5. 指名停止措置理由：  
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号ア（競売入札妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

### 参考

○「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 対象区域内の他の公共機関の職員	2月以上12月以内
イ 対象区域外の他の公共機関の職員	1月以上12月以内